

雇均発 1211 第 1 号  
令和 2 年 12 月 11 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長  
( 公 印 省 略 )

### 労働者協同組合法の公布について

労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号）については、令和 2 年 12 月 4 日に第 203 回臨時国会において可決・成立し、本日公布されました。

その主な内容については下記のとおりですので、御了知の上、本法の実施に関する諸般の準備等について、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、労働者協同組合法の施行のために必要な関係政省令等については、今後、労働政策審議会に諮り、その答申を得て、制定することとしています。

### 記

#### 第 1 目的

この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とすることとしたこと（第 1 条関係）。

#### 第 2 労働者協同組合

##### 1 通則

##### (1) 組合の基本原理その他の基準及び運営の原則

ア 労働者協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げる基本原理に従い

事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならないこととしたこと（第3条第1項関係）。

(ア) 組合員が出資すること。

(イ) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること。

(ウ) 組合員が組合の行う事業に従事すること。

イ 組合は、アのほか、次に掲げる要件を備えなければならないこととしたこと（第3条第2項関係）。

(ア) 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

(イ) 3の(3)アに基づき、組合員との間で労働契約を締結すること。

(ウ) 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

(エ) 組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること。

(オ) 剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと。

ウ 組合は、営利を目的としてその事業を行ってはならないこととしたこと（第3条第3項関係）。

エ 組合は、特定の政党のために利用してはならないこととしたこと（第3条第5項関係）。

## (2) 組合員の資格

組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人とすることとしたこと（第6条関係）。

## 2 事業

### (1) 組合の行う事業

ア 組合は、1の(1)アの目的を達成するため、事業を行うものとしたこと（第7条第1項関係）。

イ 組合は、労働者派遣事業その他の組合がその目的に照らして行うことが適当でないものとして政令で定める事業を行うことができないこととしたこと（第7条第2項関係）。

### (2) 事業従事者の人数要件

ア 総組合員の5分の4以上の数の組合員は、組合の行う事業に従事しなければならないこととしたこと（第8条第1項関係）。

イ 組合の行う事業に従事する者の4分の3以上は、組合員でなければならないこととしたこと（第8条第2項関係）。

### 3 組合員

#### (1) 出資

ア 組合員は、出資一口以上を有し、出資一口の金額は均一でなければならないこととしたこと（第9条第1項及び第2項関係）。

イ 組合員の責任は、その出資額を限度とすることとしたこと（第9条第5項関係）。

#### (2) 持分の譲渡制限

組合員の持分は、譲渡することができないこととしたこと（第13条関係）。

#### (3) 労働契約の締結等

ア 組合は、その行う事業に従事する組合員（一部の役員である組合員を除く。）との間で、労働契約を締結しなければならないこととしたこと（第20条第1項関係）。

イ 組合は、組合員（組合員であった者を含む。）であつて組合との間で労働契約を締結してその事業に従事するものが、議決権又は選挙権の行使、脱退その他の組合員の資格に基づく行為をしたことを理由として、解雇その他の労働関係上の不利益な取扱いをしてはならないこととしたこと（第21条関係）。

### 4 設立

組合の設立については、準則主義によるものとし、3人以上の発起人を要することとしたこと（第22条～第28条関係）。

### 5 管理

#### (1) 定款及び規約

定款及び規約に関する所要の規定を整備することとしたこと（第29条～第31条関係）。

#### (2) 役員、組合員監査会等

ア 組合に、役員として理事（3人以上）及び監事（1人以上）を置くこととしたこと（第32条第1項及び第2項関係）。

イ 理事は、組合員でなければならないこととしたこと（第32条第4項関係）。

ウ 組合員の総数が一定の基準を超える組合は、外部監事（1人以上）を置かなければならないこととしたこと（第32条第5項関係）。

エ アにかかわらず、組合員の総数が20人を超えない組合には、定款で定めるところにより、監事に代えて、理事以外の全ての組合員をもって組織する組合員監査会を置くことができることとしたこと（第54条第1項関係）。

オ その他役員、組合員監査会等に関する所要の規定を整備することとした

こと（第 32 条～第 57 条関係）。

(3) 総会等

ア 理事は、各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果並びに就業規則の作成又は労使協定の締結等の内容を総会に報告しなければならないこととしたこと（第 66 条関係）。

イ 組合員の総数が 200 人を超える組合は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができることとしたこと（第 71 条第 1 項関係）。

ウ その他総会等に関する所要の規定を整備することとしたこと（第 58 条～第 71 条関係）。

(4) 会計

ア 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の 10 分の 1 以上を準備金として積み立てなければならないこととしたこと（第 76 条第 1 項関係）。

イ 組合は、その事業規模又は事業活動の拡大を通じた就労の機会の創出を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 以上を就労創出等積立金として積み立てなければならないこととしたこと（第 76 条第 4 項関係）。

ウ 組合は、組合員の組合の事業に関する知識の向上を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 以上を教育繰越金として翌事業年度に繰り越さなければならないこととしたこと（第 76 条第 5 項関係）。

6 解散及び清算並びに合併

解散及び清算並びに合併に関する所要の規定を整備することとしたこと（第 2 章第 6 節関係）。

第 3 労働者協同組合連合会

労働者協同組合連合会（以下「連合会」という。）が行う事業（会員たる組合の指導、連絡及び調整に関する事業）その他の連合会に関する所要の規定を整備することとしたこと（第 3 章関係）。

第 4 行政庁による監督等

1 行政庁による監督

行政庁（組合についてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事、連合会については厚生労働大臣とする。以下同じ。）による報告の徴取その他の

監督に関する所要の規定を整備することとしたこと(第124条～第129条関係)。

## 2 指針

厚生労働大臣は、組合及び連合会の適正な運営に資するため、あらかじめ労働政策審議会の意見を聴いた上で、必要な指針を定めるものとする事としたこと(第130条関係)。

## 第5 施行期日等

### 1 企業組合又は特定非営利活動法人から組合への組織変更

この法律の施行の際現に存する企業組合又は特定非営利活動法人は、施行後3年以内に、総会の議決により、その組織を変更し、組合になることができることとしたこと(附則第4条関係)。

### 2 特定非営利活動法人から組織変更した組合に係る規制

特定非営利活動法人から組織変更した組合は、組織変更時に有していた財産(以下「組織変更時財産」という。)について、次に掲げる義務その他の特別な規制を受けることとしたこと。

(1) 組織変更時財産は、特定非営利活動に係る事業に該当する旨の行政庁の確認を受けた事業によって生じた損失の補填に充てる場合のほか、使用してはならないこととしたこと(附則第21条関係)。

(2) 毎事業年度終了後、組織変更時財産の額に係る使用の状況を行政庁に報告しなければならないこととしたこと(附則第23条関係)。

(3) 解散した組合の残余財産のうち組織変更時財産の残額に相当するものは、特定非営利活動法人等に帰属させなければならないこととしたこと(附則第24条関係)。

### 3 検討

この法律の規定については、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする事としたこと(附則第32条関係)。

### 4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたこと。